

墨田区のお知らせ

NO.1844

2017年  
(平成29年) 2/1

毎月1日・11日・21日発行



つながる  
墨田区

# すみだ

- ◆2面以降の主な内容
- 2・3面・・・平成29年度区民交通傷害保険
- 3～6面・・・講座・教室・催し・募集
- 7面・・・すこやかライフ
- 8面・・・すみだ見聞録

発行：墨田区(広報広聴担当) ☎5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

## プチデイサービス

始まります！  
介護予防の新サービス

4月から、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスに「プチデイサービス(緩和した基準によるサービス)」が加わり、内容が充実し、選択の幅が広がります。  
[問合せ]介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924



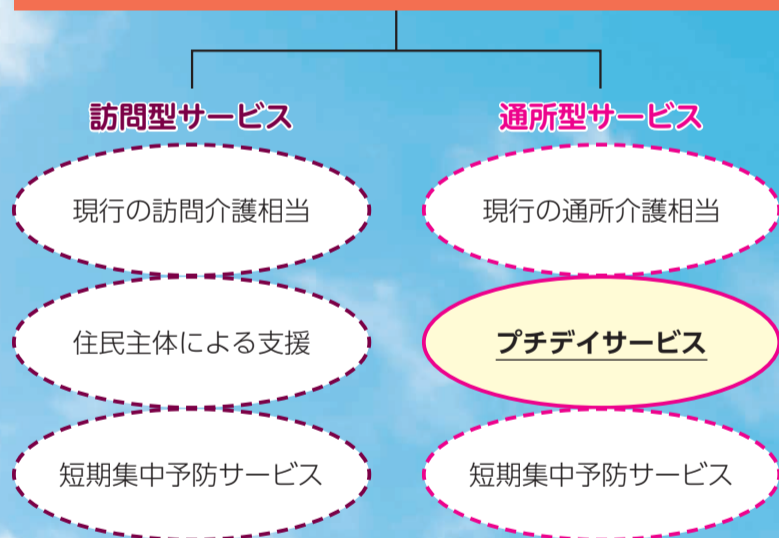
### プチデイサービスとは？

高齢者が安心して自立した日常生活を送れるよう、区が取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち、「介護予防・生活支援サービス事業」の「通所型サービス」に新たに加わったサービスです。

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまで全国一律だった介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、地域の実情に合わせて区が行う事業に移行し、一般介護予防事業も充実させるものです。



### 介護予防・生活支援サービス事業



[対象] 次のいずれかの要件を満たし、介護予防ケアマネジメントでサービスの利用が必要と判断された方  
▶ 要支援1・2と認定された  
▶ 基本チェックリストでサービス事業対象者に該当した

	現行の通所介護相当	プチデイサービス	短期集中予防サービス
内容	機能訓練、生活指導、食事・入浴サービス、栄養改善等 *事業所により異なる	介護予防のための機能訓練や体操など	主に運動器の機能向上、栄養改善等
提供時間	事業所により異なる	2時間～4時間程度	2時間～3時間程度
実施者	指定介護事業所	指定介護事業所、民間企業、NPO法人等	スポーツクラブ、NPO法人等
送迎	あり(自宅から)	原則あり	一部あり
費用	▶週1回程度(要支援1、事業対象者)＝月額1万7952円 ▶週2回程度(要支援2)＝月額3万6809円	「現行の通所介護相当」の8割程度で単価制	1回あたり400円程度
	*所得により、費用月額・単価の1割または2割を負担		

利用する人の状況に応じて最適なサービスが選びやすくなるのね！使いやすくなって利用の機会が増えそうね。



### なぜ介護予防が大切なの？

軽度の要介護認定者の約半数は、「生活不活発病」だと言われています。「生活不活発病」とは、体を使わないために全身の機能が弱った状態のことで、疲れやすく閉じこもり気味の生活になるなど、悪循環に陥ってしまいます。そうならないためにも、介護予防が大切です。



介護予防のため、日々の生活に適度な運動を取り入れよう！



### ま と ば

#### 基本チェックリスト

運動・栄養・<sup>こくう</sup>口腔・閉じこもり・認知機能・うつ<sup>うつ</sup>の25項目の生活機能についての質問票です。これにより生活機能の状態を確認し、どのような介護予防サービスが必要かを判断します。

#### 介護予防ケアマネジメント

対象者の意向を尊重した適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジャーが、対象者個々の心身の状況や生活環境に応じてケアプランを立てるなど、必要な援助を行うことです。

基本チェックリスト、介護予防ケアマネジメントについての問合せ  
高齢者福祉課地域支援係 ☎5608-6178